

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊備一第57号

令和2年3月2日

警備部の技能指導員制度の実施について（通達）

警備部の技能指導員制度については、これまで、「警備部の技能指導員制度の実施について（通達）」（平成28年2月26日付け熊備一第49号）により体系的な伝承教養体制を構築してきたところであるが、この度、「熊本県警察技能指導員に関する要綱の制定について（通達）」（令和2年2月18日付け熊教第79号。以下「要綱」という。）が制定されたことに伴い、警備部門における技能指導員制度については下記のとおり実施することとしたので、各所属にあっては、本制度の有効かつ適正な運用に努められたい。

記

1 技能指導員の種別

警備部の専門的技能等の種別及び主管所属は、次の表に掲げるとおりとする。

番号	専門的技能等の種別	主管所属
1	警備情報の収集・分析	警備第一課・外事課
2	警備事件捜査	警備第一課・外事課
3	警衛・警護	警備第二課
4	警備実施	警備第二課・機動隊
5	機能別部隊活動	機動隊
6	装備資機材の開発及び運用	機動隊

2 技能指導員の行う職務

技能指導員の行う職務の具体的な方法については、要綱に定めるほか、警備部長及び専門的技能等に係る業務を担当する所属の長が指示する教養等を行うこととする。

3 技能指導員の推薦及び審査

(1) 推薦

所属長は、警備第一課長に対し、次に掲げる要件のいずれにも該当する職員で、技能指導員としてふさわしいと認める者を、要綱に定める技能指導員推薦書により推薦するものとする。

ア 原則として、35歳以上の警部補の階級にある警察官で、かつ、専門的技能等に係る実務経験が10年以上であること。

イ 専門的技能等に関する指導経験と優れた指導力を有し、かつ、指導者としてふさわしい人格を備えていること。

ウ 原則として、専門的技能等を主管する各課又は機動隊に現に在籍し、又は在籍したことがあること。

(2) 審査

所属長から技能指導員の推薦があったときは、警備部長及び警備部内全所属長

が出席する席上で審査するものとする。

4 その他

- (1) 審査の庶務その他技能指導員に関する事務は、警備第一課企画係において行うものとする。
- (2) 所属長は、技能指導員による教養を実施したときは、その結果を「技能指導員教養実施結果報告書」（別記様式）により、警備部長（取扱：警備第一課企画係）へ報告するものとする。

※ 別記様式（略）